

事業の名称 又は内容	へき地児童生徒援助
予算額及び 事業開始年度	平成14年度予算額：1,010百万円 平成13年度予算額：1,145百万円 事業開始年度：昭和34年度
事項名	(項)学校教育振興費 (大事項)へき地教育の振興に必要な経費 (事項)へき地児童生徒援助費等補助
主管課 及び関係課	(主管課)初等中等教育局財務課(課長：前川喜平) (関係課)スポーツ・青少年局学校健康教育課(課長：中岡 司)
意図・目的	<p>施策目標2-4 地域の信頼に応える学校の運営</p> <p>交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等の地域において市町村等が負担するスクールバス・ポート等購入費、寄宿舎居住費、遠距離通学費等について、国がその一部を補助することにより、これらの負担を軽減し、へき地における義務教育の円滑な実施を図ることを目的とするものである。</p> <p>本事業の実施により、へき地における児童生徒が安心して学習を行えることとなり、ひいては、政策目標2「一人ひとりの才能を伸ばすことによる創造性に富む人間の育成」が図られる。</p>
必要性	<p>(公益性の有無)</p> <p>本事業は、へき地教育振興法に基づき、日本国憲法が保障するへき地における教育の機会均等等を図り、義務教育の円滑な実施を確保するものであって、公益性を有するものである。</p> <p>(政府関与の必要性・国と地方の役割分担の適切さ)</p> <p>これらの援助については、第一義的には設置者である当該市町村等が応分の援助と努力をすべきであるが、へき地の市町村は往々にして財政力が脆弱であり、単なる財政的理由をもって義務教育の円滑な実施が確保されないことのないよう、国が責任を持つべきであり、政府が関与する必要がある。</p> <p>(民営化外部委託の可否)</p> <p>へき地における教育の機会均等を図り、義務教育の円滑な実施を確保するという趣旨から、民営化・外部委託にはなじまない。</p>
手段の適正性	へき地児童生徒援助費等補助金によって国が補助している

のは、 スクールバス・ボート購入費、 寄宿舍居住費、 高度へき地修学旅行費、 遠距離通学費、 保健管理費である。

スクールバス・ボート購入費は、児童生徒の通学に要する時間の短縮、疲労度の解消、 寄宿舍居住費は、寄宿舍居住に要する保護者の負担の軽減、 高度へき地修学旅行費は、修学旅行に要する保護者の負担の軽減、 遠距離通学費は、通学費に要する保護者の負担の軽減、 保健管理費は、児童生徒の健康管理の適正な実施などに寄与している。

公立小中学校においては、一般的に通学には交通費等の経費は要しないが、へき地のような環境においては、スクールバス、公共交通機関等の利用、寄宿舍への入舎等が必要不可欠である場合が多く、これらに要する経費については、教育の機会均等、義務教育の円滑な実施の確保の観点から、市町村や国が一律に援助することが最も適切である。

達成効果 及び達成時期	達成効果	達成時期
	<p>教育を受けるために困難を伴うへき地において、児童生徒の通学時間の短縮、保護者の負担の軽減等が図られ、都市部と変わらない教育条件の下、教育を受ける者の権利が保障される。</p> <p>また、児童生徒の教育条件の整備を目的とする本事業と、教員の労働条件の整備を目的とする教員宿舎建築費補助及び教育内容の改善を目的とする学校の情報化推進のためのネットワーク活用方法研究事業などの関連施策を連携して実施することにより、一層効果的にへき地教育の振興が図られる。</p> <p>今後とも、へき地における児童生徒の教育を受ける権利を保障するためには本事業を引き続き充実していくことが必要である。</p> <p>(12年度補助実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス・ボート等購入費 150台 ・寄宿舍居住費 2,451人 ・高度へき地修学旅行費 9,752人 ・遠距離通学費 2,454人 ・保健管理費 <ul style="list-style-type: none"> 医師派遣事業 1,126校 心臓検診事業 30,649人 	
備考		